

結果を出さなければ明日への扉は開けない！ ～ 業務拡大に伴う統一講習会の受講はわれわれの責務である～

佐野 幹夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



現在、本会が主催する統一講習会が全国各地で頻繁に開催されている。開催に際して、指導者の皆さんや会場確保と運営準備に携わっている各関係者の皆さんには、休日返上などの負担を強いるご協力に対し、この場をお借りして謹んで感謝を申し上げます。

会員の皆さんはご承知のことと思うが、この統一講習会は、診療放射線技師法の一部改正による業務拡大に伴い、厚生労働省からの指導を受け実施に至ったものである。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」すなわち医療・介護制度改正の一括法案が、第186回通常国会において平成26年6月18日に成立し6月25日に公示された。この一括法案には、医療従事者の業務範囲および業務の実施体制の見直しも含まれ、業務拡大に際し医療安全の担保が必須であることは言うまでもない。

今回の診療放射線技師法改正に伴う業務範囲の拡大対象事項は、日頃、医療現場で診療放射線技師が検査を実施しているCT・MRI検査時における自動注入器での造影剤の血管内投与、投与後の抜針・止血行為、下部消化管検査における肛門へのカテーテル挿入、IGRT（画像誘導放射線治療）時の腸内ガス吸引のためのカテーテル挿入など、診療の補助として医師の指示を受け行うことが可能となった。また病院または診療所以外の場所において、健康診断時の胸部X線撮影のみの場合、医師または歯科医師の立合いは求めないとなった。そして今更ながらではあるが、核医学診断装置についても法的に診療放射線技師の業務と明記されたのである。近年の医療現場の現状を鑑みれば今回の業務拡大は必然であるが、まだまだ医療現場には課題が山積しているのも事実である。

さて、このような経過の中で、本会として2年前の平成27年4月（実際には、本講習会に関するシステム構築に数カ月を要し7月）より統一講習会は始まったのである。時期を同じくして、臨床衛生検査技師会も業務拡大に伴う検体採取や味覚・知覚検査などに関する講習会を開始している。両会共に平成27年2月17日に厚生労働省からの通知である政省令の公布に基づき、業務拡大した行為を施行する場合、法令上において講習会の受講は義務付けられてはいないが、平成27年3月31日の厚生労働省医政局医事課長通知で求められている医療安全上の確保の観点から、厚生労働省後援の講習会（職能団体が主催する講習）を受ける必要があるといえる。なぜなら、講習会の修了証書には主催である本会の会長名と共に医政局長名が連名で記載されており、修了者番号籍が登録されていることが根拠である。

現在、本会が開催する業務拡大に伴う講習会の受講者数は7,801人（会員28,858人で受講率27.0%）、一方、臨床衛生検査技師会の講習会の受講者数は32,680人（会員59,052人で受講率55.3%）である。この事実を、会員の皆さんはどう感じるだろうか？平成32年度には、技師学校養成所指定規則の見直しにより新たなカリキュラムを履修した診療放射線技師が医療現場に出てくる。ダブルライセンスの状況を生み出さないためにも、全ての診療放射線技師が率先して講習会を受講し、修了証書の交付を受けることが義務ではないだろうか。この業務拡大に伴う統一講習会は法律改正による重要な講習会であることから、ライセンスを持つ一人一人が真摯に取り組む姿勢を示さなければ、今後の診療放射線技師法の改正に何らかの影響を及ぼすことになるかもしれない。そのためにも、何としても受講率を引き上げる必要がある。

関係者の協力により、平成28年度の講習会は全国で145回開催され、受講者数は5,154人であった。しかし、最近の傾向として1開催の参加人数が徐々に減りつつある。これは、開催当初は講習会に関心を持っている会員が受講していたため、今後は関心が少ない会員および非会員への啓発活動の強化をしていかなければ、目標達成には至らないと予想される。本年度はさらなる強化で、日本診療放射線技師会の総力を挙げて取り組む覚悟である。そして47都道府県技師会の協力を得て、講習会指導者と共に関係役員のさらなる努力をお願いしたい。

本会としても不本意ではあるが、受講者数を飛躍的に増加させるには全国の保健所の監査において、各医療機関へのチェックリストによる実態調査を強化する必要があると判断している。会員の皆さんには、ぜひとも理解していただきたい。